

草津市告示第194号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年7月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税・普通徴収督促状

4件
- (2) 国民健康保険税督促状

4件
- (3) 市・県民税・特別徴収督促状

1件
- 計9件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年7月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
奥西 えみ子	草津市西大路町6番33号 グラヴィA棟 205号	令和5年度随時期	
小田 一代	草津市青地町756番地1517 エスベランツ琵琶湖	令和5年度第4期	
伊東 莊一郎	草津市追分二丁目8番7-104号 レオパレスE f i n i Ⅱ	令和5年度第4期	
荒木 舞菜	草津市南草津三丁目6-1 6-2 ヴォールレーベン203号	令和5年度第4期	
HONG XINYU	草津市若竹町1番46-302号 ライフコート草津		令和5年度第10期
伊庭 健一郎	草津市野路二丁目12番11号		令和5年度第9期
伊庭 健一郎	草津市野路二丁目12番11号		令和5年度第10期
LIYANAGE SAMANTHA SENARATH LUDWICK	草津市新浜町167番地		令和5年度第10期

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
山田環境サービス株式会社	愛知県一宮市猿海道 1 丁目 9 番 7 号シャイニング Ⅱ 2 0 1	令和6年 3月分

(令和 6 年 7 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 9 5 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに規定
する道路の指定

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第
1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量
の最高限度が 2 5 トン以下で車両の長さおよび軸距に
応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案
して国土交通省令で定める値である道路を、次のとお
り指定する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定する道路の路線名および区間

路線番号	路線名	区間（起点～終点）
3 0 9 2	馬場若草線	草津市岡本町字大谷 1 5 6 7 番 2 地先から 草津市岡本町字大谷 1 5 6 7 番 2 地先まで

2 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

(令和 6 年 7 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 9 6 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号イに規定
する道路の指定

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第
1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最
高限度が 4 . 1 メートルである道路を、次のとおり指
定する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定する道路の路線名および区間

路線番号	路線名	区間（起点～終点）
9 7 2 2	山寺東 1 3 号線	草津市山寺町字笹谷 6 1 番 9 地先から 草津市山寺町字笹谷 6 1 番 1 0 地先まで
9 7 2 5	山寺東 1 6 号線	草津市山寺町字八反田 8 9 6 番地先から 草津市山寺町字笹谷 6 1 番の 9 地先まで

2 指定年月日 令和 6 年 7 月 1 日

(令和 6 年 7 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 9 7 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不
明で送達不能につき、介護保険法（平成 9 年法律第
1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭
和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により
公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に
保管しており、送達を受けるべき者が請求したとき
は、いつでも交付する。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和6年度 介護保険料決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年7月8日に送達
があったものとみなす。

令和6年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目17番40-102号コーポコスモ
2	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14
3	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号 レドンダカサ玉川
4	万木 昇	草津市木川町356番地15
5	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目2番356号
6	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
7	富江 八重子	草津市矢橋町7番地22
8	松井 久春	草津市新浜町681番地1
9	笹下 則雄	草津市矢橋町1956-2 笹下通信工業（株）
10	上田 和男	草津市東矢倉二丁目30番13号
11	鍛冶本 直子	草津市木川町864番地レジデンス草津 502号
12	西村 勉	草津市岡本町2番地1
13	新庄 三次	草津市下笠町1426番地
14	吉田 喜代美	草津市下笠町102番地8
15	中山 久子	草津市上笠四丁目11番13号
16	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目17番40-102号コーポコスモ
17	北川 基寛	大津市穴太三丁目14番13号
18	濱路 晋吾	草津市西渋川一丁目11番24-307号 アウルコート草津

(令和6年7月1日 掲示済み)

草津市告示第198号

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成31年草津市告示第123号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第 1 条～第 5 条 《現行どおり》 別表（第 2 条関係）				第 1 条～第 5 条 《省略》 別表（第 2 条関係）			
	補助対象事業	補助対象経費	補助率		補助対象事業	補助対象経費	補助率
観光振興事業	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	観光振興事業	《省略》	《省略》	《省略》
	プロパー職員人件費	プロパー職員の 人件費（ <u>税務、 労務等バックオフィス業務のアウトソーシングに要する経費を含む。</u> ）	10 分の 10		プロパー職員人件費	プロパー職員の 人件費	10 分の 10
	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》	《省略》
	《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》		観光物産協会法人化初期費用補助金	観光物産協会の 独立・法人化に伴う初期費用	10 分の 10
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》				別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》			

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 揭示済み)

草津市告示第 1 9 9 号

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市企業誘致推進委員会設置要綱（平成 2 8 年草津市告示第 1 8 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (組織および職務)	第 1 条～第 2 条 《省略》 (組織および職務)

改正後	改正前								
第3条 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 4 副会長は、 <u>他の副市長</u> をもって充てる。 5～6 《現行どおり》 第4条～第9条 《現行どおり》 別表	第3条 《省略》 2～3 《省略》 4 副会長は、 <u>環境経済部長</u> をもって充てる。 5～6 《省略》 第4条～第9条 《省略》 別表								
<table><tr><th>委員</th></tr><tr><td><u>草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。)</u>第2条第1号に掲げる副市長</td></tr><tr><td><u>規則第2条第2号に掲げる副市長</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td></tr></table>	委員	<u>草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。)</u> 第2条第1号に掲げる副市長	<u>規則第2条第2号に掲げる副市長</u>	《現行どおり》	<table><tr><th>委員</th></tr><tr><td>副市長</td></tr><tr><td>総合政策部長</td></tr><tr><td>《省略》</td></tr></table>	委員	副市長	総合政策部長	《省略》
委員									
<u>草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。)</u> 第2条第1号に掲げる副市長									
<u>規則第2条第2号に掲げる副市長</u>									
《現行どおり》									
委員									
副市長									
総合政策部長									
《省略》									

付 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 7 月 1 日 揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社 丸商 代表取締役 福田 学	草津市上笠一丁目字墓無642番5 外2筆	1,086.33㎡	R6.6.18	1766

(令和 6 年 6 月 1 8 日 揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 1 8 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市北山田町306番地5 久我 正光、久我 美佳	草津市北山田町字内野306番3 外1筆	178.40㎡	R6.6.18	1767

(令和 6 年 6 月 1 8 日 掲示 済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗 東 市 下 鈎 4 番 地 1 （ 2 0 3 号 ） シャーマゾン クレール 中川 裕太	草津市新堂町字北中小路159番11	168.52㎡	R6.6.20	1768

(令和 6 年 6 月 2 0 日 掲示 済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 6 月 2 0 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市西渋川二丁目7番16-F303号 セントロイエル草津ガーデン 金山 晃大、金山 夏美	草津市芦浦町字西浦771番3 外1筆	334.59㎡	R6.6.20	1769

(令和 6 年 6 月 2 0 日 掲示 済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年6月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市川辺233番地（205号） ハイツパル 三宅 訓平	草津市芦浦町字西浦771番4 外1筆	344.82㎡	R6.6.20	1770

（令和6年6月20日揭示済み）

公 告

令和6年度草津市教育委員候補者の公
募について

令和6年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和6年7月1日

草津市長 橋 川 渉

1 目的

少子高齢化の進行、国際化や情報化の著しい急速な進展、ライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化など社会情勢の変化に伴い、本市の教育行政が担う役割も増大してきており、草津市教育振興基本計画（第3期）の基本理念である「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成観念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次

のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第4条第2項）
- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第4条第4項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第4条第5項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第4条第5項）
- 委員の任期は4年とする。（法第5条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第6条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第6項））

3 教育委員の主な職務

- (1) 定例（月1回）および臨時（年2～3回程度）

の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定

- (2) 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
- (3) 学校等施設の視察による現状把握
- (4) 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1 人
- (2) 任 期 令和 6 年 1 0 月 1 3 日から令和 1 0 年 1 0 月 1 2 日まで
- (3) 応募資格 応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者

ア 令和 6 年 7 月 1 日現在において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第 1 1 条の 2（被選挙権を有しない者）にあたらな

いこと。（日本国民で、年齢が満 2 5 歳以上であること。）

令和 6 年 7 月 1 日現在において、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）

イ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

- 破産者で復権を得ない者
- 禁こ以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市役所総合政策部職員課（7 階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型 2 号封筒「3 3 × 2 4 c m」に 1 2 0 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の 2 点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

・別紙 応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第 3 期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

（トップページ/市政情報/政策・計画/市の計画/教育・文化・スポーツ/「草津市教育振興基本計画（第 3 期）」を策定しました）

・議題論文【教育にとって大事なことは】

1, 5 0 0 字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（C D 等）も添付ください。

5 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1 ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1 ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年草津市条例第 2 0 号）に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、議題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。